

新宿区一時保育システム導入構築及び保守業務委託に係るプロポーザル募集要項

1 プロポーザルの趣旨

本業務委託においては、民間事業者のノウハウと創意工夫を最大限に活かすことが有効であることから、事業内容についての技術提案を求めるプロポーザルを実施する。

2 用語の定義

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 参加予定者とは、「新宿区一時保育システム導入構築及び保守業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）を提出した者をいう。
- (3) 参加者とは、「新宿区一時保育システム導入構築及び保守業務委託企画提案書」（第3号様式）等を提出した者をいう。
- (4) 事務局とは、新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係をいう。
- (5) 民間提案制度とは、民間事業者等から柔軟な発想や専門性を生かした事業提案を募集し、区民サービスの向上と業務の効率化や財政負担の軽減につなげることを目的とする制度をいう。

3 参加資格

参加予定者がプロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。

なお、基準日については、公募開始の日とする。公募開始は、本募集要項を、区公式ホームページに掲出し、公表した日（令和6年4月1日（月））とする。

また、契約時まで以下に以下の応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 業務責任者が一時保育システムに関する知識及び技術を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (3) 社会保険の加入条件に該当する従業員等を適正に社会保険に加入させていること。
- (4) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (7) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

4 参加の手続き

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の書類を令和6年4月15日（月）午後5時までに事務局に郵送又は持参にて提出すること。（持参による場合はあらかじめ来庁日

時を事務局へ連絡すること。郵送による場合は期限までに必着とする。)

なお、上記提出物の返却は行わない。

- ・「新宿区一時保育システム導入構築及び保守業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」(第1号様式)
- ・会社概要(会社概要の様式は問わず、広報に使用しているもの等でもよい。)
- ・登記簿謄本
- ・納税証明書
- ・会社法に基づき作成する計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)の写し[直近3事業年度分]

5 参加の辞退

事業者が選定されるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「新宿区一時保育システム導入構築及び保守業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」(第2号様式)を事務局に郵送又は持参にて提出すること。(持参による場合はあらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。)

6 質問及び回答

(1) 参加予定者が行う質問

参加予定者は、プロポーザルに係る事項について質問を行うことができる。質問に当たっては、「新宿区一時保育システム導入構築及び保守業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」(第4号様式)を以下のとおり提出すること。

- ・提出期限：令和6年4月8日(月)午後5時
- ・提出方法：電子メール又はファクシミリによる送信とする。
メールアドレス hoiku@city.shinjuku.lg.jp
ファクシミリ番号 03-3209-2795

(2) 質問に対する回答

事務局は、第1項の質問に対する回答を令和6年4月10日(水)午後5時までに、参加予定者全員に電子メール又はファクシミリにて送信することとする。

7 契約内容

(1) 契約期間

令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

システムの稼働は令和7年1月からとし、令和6年8月から令和6年12月は導入準備期間とする。また、システムの稼働状況が良好であることを条件に、令和11年11月まで(システムの稼働から59か月)を上限に随意契約を締結することを可能とする。

(2) 委託契約上限額

5,764,000円(消費税等を含む)

一時保育システムの導入に係る上限額 4,840,000円(消費税等を含む)

(3) 委託内容

別紙「新宿区一時保育システム導入構築及び保守業務委託仕様書」のとおりに

8 契約予定日 令和6年7月下旬

9 企画提案書等の提出方法

(1) 提出書類、部数等

ア 企画提案書

【様式】「新宿区一時保育システム導入構築及び保守業務委託企画提案書」(第3号様式)を使用し、A4縦・両面印刷、文字の大きさは10.5ポイント程度とし、図や表の使用も可とする。

【部数】8部

※ステープル等による長辺綴じとし、フラットファイル等のファイル類は使用しないこと。

※事業者名、所在地、代表者名を記載すること。

イ 見積書

「見積書」(第3号の2様式)により作成の上、提出すること。また、見積書には代表者印を押印し、見積金額の内訳を添付すること(内訳の記載について様式は問わない)。

「見積書」(第3号の2様式)の記載額については、受託候補者の選定時に用いる。また、委託内容に対して著しく不適切な見積額の場合は評価対象から除外する場合がある。

(2) 提出期限

令和6年4月19日(金)午後5時

なお、提出期限までに「新宿区一時保育システム導入構築及び保守業務委託企画提案書」(第3号様式)及び「見積書」(第3号の2様式)の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(3) 提出方法

一括して事務局に郵送又は持参すること。(持参による場合はあらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。郵送による場合は期限までに必着とする。)

10 企画提案の評価(選定)方法

新宿区一時保育システム導入構築及び保守業務委託に係る事業者選定委員会が、以下のとおり選定を行う。

(1) 第1段階評価(第1次選定)

会社概要及び「新宿区一時保育システム導入構築及び保守業務委託企画提案書」(第3号様式)をもとに評価し、上位3者(「新宿区一時保育システム導入構築及び保守業務委託企画提案書(第3号様式)」の提出者が3者に満たない場合は全者)を第2段階評価を行う事業者として選定する。ただし、次のア又はイに該当する場合は、選定しないものとする。

ア 評価点が満点の60%に満たない場合

イ 新宿区一時保育システム機能要件一覧における必須機能について、他機能での運

用も含めて対応不可との回答があった場合

なお、評価結果については、第1段階評価の終了後、参加者に対して電子メール等により通知する。電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

(2) 第2段階評価（第2次選定）

第2段階評価を行う事業者を対象に、指定する日時及び場所において、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、第2段階評価が満点の60%以上の事業者を第2段階評価の通過事業者とする。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者及び同行者をあわせて3名以内とし、次のとおり行う予定である。

なお、第1段階評価の終了後に第2段階評価の参加者に対し、区が質問及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に参加者に回答を求めることがある。

【日 時】令和6年6月12日（水）

【場 所】新宿区役所

※予定であるため、変更となる場合がある。

※実施日等は第1段階評価の終了後に電子メール等により通知する。電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

(3) 評価基準

ア 第1段階評価

	評価項目	評価の視点
1	法人としての継続性及び安定性	法人としての歴史 運営の安定性
2	業務実績	システムに係る導入実績
3	導入体制	一時保育事業に対する理解度 業務責任者の知識及び経歴 導入支援体制（人員、配置計画、欠員時）
4	システム	運用による対応も含めた機能の充足 利用者の利便性 保育園等の業務効率化 システムの拡充性
5	運営体制	区との連携及び協力体制 業務責任者の知識及び経歴 導入後の体制（人員、障害時、欠員時） セキュリティの管理体制 個人情報の管理体制

イ 第2段階評価

	評価項目	評価の視点
1	法人としての継続性及び安定性	法人としての歴史 運営の安定性
2	業務実績	システムに係る導入実績
3	導入体制	一時保育事業に対する理解度 業務責任者の知識及び経歴 導入支援体制（人員、配置計画、欠員時）
4	システム機能	運用による対応も含めた機能の充足 利用者の利便性 保育園等の業務効率化 システムの拡充性
5	運営体制	区との連携及び協力体制 業務責任者の知識及び経歴 導入後の体制（人員、障害時、欠員時） セキュリティの管理体制 個人情報の管理体制
6	その他	上記以外で評価する特記事項

(4) 受託候補者の選定

特別の事情がある場合を除き、「見積書」（第3号の2様式）の金額が委託契約上限額以下の事業者のうち、第2段階評価の評価点に、「見積書」（第3号の2様式）の金額を基に算出した価格評価点を加えた値を最終評価点とし、最終評価点の最高点者を受託候補者として選定する。（民間提案制度において採用となった提案を行った事業者には、インセンティブとして最終評価点にその点数の5%を加点する。なお、小数点以下は切捨てとする。）

1 1 スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| (1) 募集開始(募集要項の配布) | 令和6年4月 1日(月)～令和6年4月15日(月) |
| (2) 参加申請書の受付 | 令和6年4月 1日(月)～令和6年4月15日(月) |
| (3) 質問書の受付 | 令和6年4月 1日(月)～令和6年4月 8日(月) |
| (4) 企画提案書等の受付 | 令和6年4月 1日(月)～令和6年4月19日(金) |
| (5) 第1次選定結果の通知 | 令和6年5月24日(金) |
| (6) 第2次選定(プレゼンテーション及びヒアリング) | 令和6年6月12日(水) |
| (7) 第2次選定結果の通知 | 令和6年6月28日(金) |

1 2 留意事項

- (1) 「新宿区一時保育システム導入構築及び保守業務委託企画提案書」（第3号様式）等の提出物については、参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、区の所有物として区が適切に管理及び廃棄し、参加者及び参加予定者には返却しない。

- (2) プロポーザルは、業務の受託候補者を選定するため行うものであり、契約の決定は別途行う。
- (3) 契約に当たっては、採用された「新宿区一時保育システム導入構築及び保守業務委託企画提案書」（第3号様式）等の内容について、区は受託者と協議の上、変更することができるものとする。
- (4) プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし区はいかなる経費も負担しない。
- (5) 適正な手続きを順守するものとし、申請書類に虚偽記載があった場合、無効とする。また、本業務委託に係る事業者選定委員との接触を禁ずるものとし、違反した場合には評価対象から除外する。
- (6) 本業務委託は民間提案制度における採用事業であるため、受託候補者は契約の締結後に区が実施する事業評価に協力すること。

1.3 各種書類の提出先及び問合せ先

[プロポーザル事務局]

新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係（区役所本庁舎 2階14番窓口）

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

（電話番号） 03-5273-4527（直通）

（ファクシミリ番号） 03-3209-2795

（メールアドレス） hoiku@city.shinjuku.lg.jp